

事 務 連 絡  
平成 3 0 年 2 月 1 日

都道府県水道行政担当部（局） 御中  
厚生労働大臣認可 水道事業者 御中  
厚生労働大臣認可 水道用水供給事業者 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局  
水道課

### 給水管等の凍結等による断水被害の防止に係る措置について

水道行政の推進については、平素から格段の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

先週からの寒波の影響により、全国各地で給水管が凍結し破損すること等による漏水が相次ぎ、北陸地方においては、漏水の影響により、配水池の水位が低下し、大規模な断水に至る事例が報告されています。

このような中、気象庁から1月30日に発表された「北・東・西日本の長期間の低温に関する全般気象情報」では、今後2週間程度は、寒気の影響で気温の低い状態が続き、かなり低くなる時期もある見込みとされております。

平成29年12月8日に「給水管の凍結及び降積雪による断水被害の防止に係る措置について」を送付しておりますが、各水道事業者等におかれましては、気象状況に注意し、寒波が予想される地域は、需要者に対して水道凍結への注意を喚起し、水抜きや屋外に露出している給水管の保温等の凍結防止策、給水管が破損した場合の連絡先などについて広報活動を十分行うとともに、配水池水位の監視等、被害個所の早期把握に努めるようお願いいたします。北陸地方の断水被害では、空家での給水管等の凍結・破損による漏水対応に時間を要したとの報道もあるため、空家を想定した対応についても十分留意願います。また、多量の降積雪が予想される地域においては、自家発電設備及び燃料の確保状況をご確認いただくようお願いいたします。

各都道府県水道行政担当部局におかれましては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者等への周知を併せてお願いいたします。また、断水等の被害情報を積極的に収集し、断水等の被害を確認した時点で、速やかに厚生労働省水道課に報告いただきますようお願いいたします。

なお、緊急の場合は、下記連絡先までご連絡ください。

緊急携帯：090-2460-6993

緊急メール：kikikenkou004@docomo.ne.jp

(参考)

過去に発出した通知に報告様式等が掲載されておりますので、ご確認ください。

健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について

(平成 25 年 10 月 25 日)

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/hour  
ei/jimuren/h25.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/hour<br/>ei/jimuren/h25.html)

「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」

の改正について (平成 29 年 3 月 31 日)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120712.html>

(連絡先)

厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課

担 当：長平、彦坂、定免

電 話：03-3595-2368 (直通)

E-mail：suidougijutsu@mhlw.go.jp